公害等調整委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

平成 27 年 11 月 30 日公害等調整委員会訓令第 9 号 一部改正 令和 5 年 12 月 14 日公害等調整委員会訓令第 5 号

公害等調整委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を派のように党める。

公害等調整委員会における障害を埋由とする差別の解消の推進に関する対応要領 (首的)

第1条 この要領(以下「対応要領」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、法第7条に規定する事項に関し、公害等調整委員会職員(非常勤職員を含む。以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的散物の熱心)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務文は事業を行うに当たり、 障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)その他 の心身の機能の障害(難病等により起因する障害を含む。)をいう。以下この対応要領 において同じ。)を理由として、障害者(障害及び社会的障壁により継続的に冒常生活 文は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下この対応要領において同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務文は事業を行うに当たり、 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に禅う資疸が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に差める留意事項に留意するものとする。

(監督者の青務)

- 第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者(以下「監督者」という。)は、前2条 に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、炎の答号に掲げる事項を実施しなければならない。
 - 一 首常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
 - 二 障害者等から常当な差別的散報い、合連的配慮の不提供に関する相談、苦情の前出 等(以下「相談等」という。)があった場合は、迅速に決況を確認すること。
 - 萱 合理的記慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的記慮の提供を 適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に 対処しなければならない。

(徽戒処分等)

(相談体制の整備)

- 第6条 公害等調整委員会に、職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその 家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談等受付密旨を炎のとおり 置く。
 - いち そうかっせきにんしゃ 総括責任者
 - イ 事務局総務課長を総括責任者とする。
 - ロ 総括責任者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する啓晃施策を実施し、 次号に定める相談員の職務を総括する。
 - 二 精談員
 - イ総務課庶務・会計担当課長補佐及び庶務係長を相談員とする。
 - ロ 総括責任者は、イに掲げる者に加え、必要に応じて相談賞を指名することができる。
 - ハ 植談員は植談に関し、道接、関係職員からの事情聴取及び指導を行うことができる。
- 2 相談等を受ける場合は、性別、幹齢及び障害の状態に配慮するとともに、対菌、手紙、 電話(電話リレーサービスの利用を含む。)、ファックス及び電子メールに加え、 障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で 用意して対応するものとする。

- 3 第1頃の稍談等受付懲旨に寄せられた稍談等は、稍談者等のプライバシーに配慮しつ つ関係者間で情報共有を図り、以後の稍談等があった場合に活用するものとする。
- 4 第1頃の相談等受付蒸台は、必要に応じ、相談体制の発実を図るよう努めるものとする。

(研修· 整案)

- 第7条 公害等調整委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、 法や基本方針等の周始や、障害者から話を聞く機会を設けるなど必要な研修・啓発を行 うものとする。
- 2 公害等調整委員会は、新たに職員となった者に対しては、障害を埋歯とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理歯とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。
- 3 公害等調整委員会は、職員に対し、障害の特性等を理解させるとともに、性別や年齢等にも配慮しつつ障害者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図る。

南前

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

術 前(令和5年12月14日公害等調整委員会訓令第5号) この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別紙

公舎等調整委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に 徐る留意事項

第1 売当な差別的散扱いの基本的な考え芳

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや答権機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、技は障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、重椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的散扱いも、障害を理由とする不当な差別的散扱いに該当する。

また、障害者の事実上の平等を促進し、支は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的散扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する散扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる散扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的散扱いには当たらない。

このように、不当な差別的散援いとは、正当な運由なく、障害者を、問題となる事務艾は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや答種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。公害等調整委員会においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに、障害者及び第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等)並びに公害等調整委員会の事務艾は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な連首があると判断した場合には、障害者にその連首を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、職員と障害者の対方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

なお、「望ましい」とは、それを実施しない場合であっても、法に受すると判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。(以下この別紙において間じ。)

第3 売りな差別的取扱いの例

正当な理由がなく、不当な差別的散撥いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的散撥いに該当しないと考えられる例は以下のとおりである。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例だけにであるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、簡述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、正当な理由があり不当な差別的散撥いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。

(芷当な埋すがなく、木当な差別的散扱いに該当すると考えられる例)

- 障害があることを理由として、一律に整合対応を拒否する。
- 障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。
- 障害があることを理由として、一律に害歯の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を 指んだり、資料等に関する必要な説明を管いたりする。
- 障害があることを理由として、 一律に審問期日、 説明会、シンポジウム等への出席を指む。
- 事務文は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を運由に、東庁の際に 付添者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、障害を運由 に付添者の同行を拒む。
- 障害の種類や程度、サービス提供の場面における障害者本人や第三者の姿を性などについて考慮することなく、漠然とした姿を上の問題を埋由に施設利用を拒否する。
- 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行う。
- 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接落の態度など一律に接遇の 質を下げる。

(芷当な連ずがあるため、禿ずな差別的散殺いに該当しないと考えられる例)

- 実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上其体的な危険の発生が見込まれる 障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定する。(障害者本人の姿室確保 の観点)
- 革椅子の利用者が置敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、置を保護するための対応を行う。(行政機関の損害発生の防止の観点)
- 行政手続を行うため、障害者本人に同行した者が代望しようとした際に、必要な範囲で、 プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続の意思等を確認する。 (障害者本人の損害発生の防止の観点)

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条において、合理的配慮は、「障害者が他の者との学等を基礎として全ての人権技び基本的自由を享着し、対は行使する

ことを確保するための必要かつ適当な変更茂び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した文は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務艾は 事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要として いる旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、 障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、 合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに 起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとの、 いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害すること とならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための 必要かつ合理的な敗組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

- 2 合理的配慮は、公害等調整委員会の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とさ れる範囲で茶葉の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において 筒等の機会の提供を受けるためのものであること、事務文は事業の目的・内容・機能の 本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当たってはこれらの点に 留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための 手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ「第5 過重な貧迫の基本的な *考え芳」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解 を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。建設的対話に当た っては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者 と職員が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例 えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、公害等調整委員会と して対応可能な取組等を対話の中で共常する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々 な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる。さらに、合理的 配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮 の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある 安性に対しては、障害に加えて安性であることも踏まえた対影が策められることに留意する。 なお、障害者との関係性が長期にわたる場合には、その都度の合理的配慮とは別に、後述 する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる 点は重要である。
- 3 意思の表前は、其体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている 状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振 りサイン等による各國、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図 る際に必要な手段(通款を介するものを含む。)により伝えられる。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、法定代理人、介助者、支援者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、旨主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の「環境の整備」を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。

したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則やマニュアル等の制度改正等の環境の整備を図ることは有効である。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過量な負担については、具体的な検討をせずに拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・ 落觀的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に丁寧にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には箭迷のとおり、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も答めた対応を柔軟に検討することが求められる。

- 事務党は事業への影響の程度(事務党は事業の旨的・内容・機能を損なうか苦か)
- 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用・負担の程度

第6 合理的配慮の例

第4で崇したとおり、合理的記憶は、其体的場面や状況に芯じて異なり、多様かつ個別性の 高いものであるが、例としては、次のようなものがある。

なお、記載した例はあくまでも例示であり、必ず実施するものではないこと、記載されている例以外であっても合理的記憶に該当するものがあることに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

○ 較差がある場合に、電椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。

- 配架棚の篙い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かり やすく伝える。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を懲じやすい障害者から別室での休憩の単出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応懲亡の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 木随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害のある者に対し、例えば、電光掲売板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。
- イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子のときは個室等に誘導する。
- 視覚障害のある者からトイレの個室を案的するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案的する。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案的する。

(合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例)

- 筆談、読み上げ、手譜、点学、拡矢文字、触覚による意思伝達等のコミュニケーション 手換を崩いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作散する際に、客々の媒体間でページ番号等が 異なり得ることに留意して使用する。
- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう 電子データ(テキスト形式)で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- **駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。**
- 書類記入の依賴時に、記入予法等を本人の自の前で試したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依賴がある場合には、代読や代筆といった記慮を行う。
- 比喩装鎖等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、生重否定装鎖などを開いずに其体的に 説前する。
- 障害者から単出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説削し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数学は用いない、時刻は24時間装記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を登頭に遭いたメモを、必要に応じ

て適時に渡す。

- 会議の進行に当たって、資料を見ながら説前を聞くことが困難な視覚艾は聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がける。
- \bigcirc 会議の進行に当たって、可能な範囲で職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う。

(ルール・憤行の柔軟な変更の例)

- 順番を持つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の連解を得た上で、当該障害者の 順番が来るまで別室や蓆を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い蓆を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 公警等調整委員会が気着する庁舎の敷地内の駐車場等において、障害者の業庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区面を障害者専用の区面に変更する。
- 入館時にICカードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を認める。
- 他人との接触、夢人数の中にいることによる繁張等により、発作等がある場合、当該 障害者に説明の主、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 罪公表文は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提 に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

- 試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める単出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。
- イベント会場所の移動に際して支援を兼める単出があった場合に、「荷かあったら困る」 という描象的な増点で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。
- 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、電子メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。
- 介助を必要とする障害者から、講座の受講に当たり介助者の同席を求める悼出があった場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとしていることを理由として、受講者で

- ある障害者本人の個別事情や講座の実施状況等を確認することなく、一律に介助の同席を断ること。
- 首 前 席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーンや 版書等 がよく見える 席でのセミナー受講を 希望する 単出があった場合に、 事前の 産 席確保などの 対応を検討せずに「特別報いはできない」という理由で対応を断ること。

(合理的配慮の提供義務違反に該当しないと考えられる例)

- 事務のご環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断ること。 (必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点)
- 描選單込みとなっている講座への参加について、描選單込みの手続を行うことが困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断ること。(障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点)